

## 1.点検評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条において、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について毎年点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

玉名市教育委員会では、外部評価委員会による点検及び評価を実施し、その結果をまとめましたので公表いたします。

## 2. 点検の対象

令和7年度に点検評価を行う事業は、令和6年度に玉名市教育委員会が実施した下記事業としました。

## 3. 令和6年度評価事業

1. 博物館事業
2. 子ども読書推進事業
3. 中学校部活動地域移行支援事業
4. ICTの効果的活用と授業のデジタル化推進事業